(6)　第四十二条に規定する匿名データを適正に管理するために必要な措置として講ずる内容

(7)　匿名データの提供を受ける方法及び年月日

(8)　(1)から(7)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ロ　第三十五条第一項第二号に該当する申出　次に掲げる事項　［新設］

(1)　匿名データの直接の利用目的が教育（第三十五条第一項第二号イに掲げる学校における教育に限る。）である旨

(2)　匿名データを利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該匿名データを授業科目で利用する必要性及び期間

(3)　匿名データを利用する手法及び期間並びに匿名データを利用して作成する統計等の内容

(4)　授業科目の実施結果を公表する方法

(5)　イ(5)から(7)までに掲げる事項

(6)　(1)から(5)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ハ　第三十五条第一項第三号に該当する申出　次に掲げる事項　［新設］

(1)　匿名データの直接の利用目的が国際比較を行う上で必要な統計又は統計的研究の成果を公的機関等、外国政府等（外国政府又は国際機関その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）又はこれらを用いて学術研究若しくは高等教育を行う者に対して提供すること（以下「国際比較統計等の提供」という。）である旨（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）

(2)　匿名データを利用して行う事業の名称、必要性、内容及び実施期間

(3)　匿名データを利用して作成する統計等の内容（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関の場合に限る。）

(4)　国際比較の結果又は国際比較統計等の提供の状況を公表する方法

(5)　二以上の外国政府等から提供を受けているか又は受ける見込みが確実である調査票情報（これに類する情報を含み、匿名データと比較できるものに限る。）の内容及び当該調査票情報の提供元の外国政府等の名称（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）

(6)　公的機関等又は外国政府等から受けているか若しくは受ける見込みが確実である職員の派遣、資金の提供、建物その他の施設の提供等の支援の内容及び当該支援の提供元の公的機関等又は外国政府等の名称（第三十六条提供申出者が我が国が加盟している国際機関以外の者である場合に限る。）

(7)　イ(5)から(7)までに掲げる事項

(8)　(1)から(7)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ニ　第三十五条第一項第四号に該当する申出　次に掲げる事項　［新設］

(1)　匿名データを利用して行う統計の作成等が第三十五条第一項第四号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容

(i)　経済再生・財政健全化

(ii)　地域の活性化

(iii)　国民生活の安全・安心の確保

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるもののほか、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上